

神奈川県DV・ストーカー被害者支援に向けた加害者研究会設置要綱

(設置目的)

第1条 DV・ストーカー被害者（以下「被害者」という。）の安全を守り、安心して暮らせる社会の実現に向けて、DV・ストーカー加害者（以下「加害者」という。）の特徴、特性とその背景を踏まえ、対応方法やアプローチ方法等について、課題を整理し対応策を研究・検討するため、神奈川県DV・ストーカー被害者支援に向けた加害者研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 研究会は、次の事項について検討する。

- (1) 加害者の特徴、特性とその背景に関すること。
- (2) 加害者への対応に係る課題抽出に関すること。
- (3) 加害者を医療や教育プログラムにつなぐためのアプローチ方法等、加害者への対応策に関すること。
- (4) その他、研究会の目的を達成するために必要なこと。

(構成員)

第3条 研究会は、被害者支援及び加害者への対応に関し優れた識見を有する者等から選定した者10人程度をもって構成する。

2 研究会の構成員の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第4条 研究会に座長をおく。

- 2 座長は、構成員の互選により定める。
- 3 座長は、研究会における意見を取りまとめる。
- 4 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

(運営)

第5条 研究会の会議は、座長が必要に応じて召集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 研究会は、その目的を達成するために必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、福祉子どもみらい局共生推進本部室が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。